

全苗連だより

Vol. 84 (6月号)

令和3年6月30日

発行：全国山林種苗協同組合連合会

Tel.03-3262-3071 Fax.03-3262-3074

令和3年度森林・林業・木材産業に係る施策について

(令和3年6月期林業団体懇談会から)

林野庁幹部を交えての林業団体懇談会(日本林業協会主催)が6月23日(水)(於;赤坂インターシティコンファレンス)に開催されましたので、その概要並びに要点をお知らせします。なお、配付資料につきましては、全苗連HPの「会員向けページ」をご覧ください。

【前島 明成 林野庁林政部長】

1 森林・林業基本計画の概要について

新計画のテーマは「森林・林業・木材産業による「グリーン成長」」。ポイントは次の5つの柱。

- ①森林資源の適正な管理・利用
- ②「新しい林業」に向けた取組の展開
- ③木材産業の国際+地場競争力の強化
- ④都市等における「第2の森林」づくり
- ⑤新たな山村価値の創造

森林・林業基本計画に掲げる目標

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- 多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」に向け、望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定。

<森林の有する多面的機能の発揮に関する目標>

	R2年 (現況)	目標とする森林の状態		
		R7年	R12年	R22年
森林面積(万ha)				
育成単層林	1,010	1,000	990	970
育成複層林	110	130	150	190
天然生林	1,380	1,370	1,360	1,340
合計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m ³)	5,410	5,660	5,860	6,180
ha当たり蓄積(m ³ /ha)	216	225	233	246
総成長量(百万m ³ /年)	70	67	65	63
ha当たり成長量(m ³ /ha年)	2.8	2.7	2.6	2.5

(参考)指向する森林の状態

育成単層林	育成複層林	天然生林	合計
660	680	1,170	2,510

(参考)指向する森林の状態に向けた誘導の内訳

育成単層林	(万ha)
木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林	660
公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林	340
公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林	20
天然生林	(万ha)
主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林	1,150
各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林	230

林産物の供給及び利用に関する目標

- 望ましい森林の整備・保全が行われた場合の木材供給量、今後の需要動向を見通した上で、諸課題が解決された場合に実現可能な木材利用量を目標として設定。

<木材供給量の目標>

(単位:百万m³)

	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
木材供給量	31	40	42

<用途別の利用量の目標>

(単位:百万m³)

用途区分	総需要量			利用量		
	R元年 (実績)	R7年 (見通し)	R12年 (見通し)	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
建築用材等 計	38	40	41	18	25	26
製材用材	28	29	30	13	17	19
合板用材	10	11	11	5	7	7
非建築用材等 計	44	47	47	13	15	16
パルプ・チップ用材	32	30	29	5	5	5
燃料材	10	15	16	7	8	9
その他	2	2	2	2	2	2
合計	82	87	87	31	40	42

注1:用途別の利用量は、国産材に係るものである。
注2:「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。
注3:「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。
注4:百万m³単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

2 公共建築物等木材利用促進法の改正について

題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正し、目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加。施行期日は令和3年10月1日。

木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）を制定。

国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設。併せて、予算事業における加算、優先枠の設定等の財政上の配慮を行う。

3 令和2年度森林及び林業の動向・令和3年度森林及び林業施策の概要について

省略

【小坂 善太郎 林野庁森林整備部長】

1 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）の改正・延長の概要について

今年3月に改正・延長。ポイントは次の2つの柱。

- ①美しい森林づくり基盤整備交付金の交付及び当該地方債の起債の特例並びに認定特定増殖事業者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長の特例に係る支援措置の期限の10年間延長。
- ②特定苗木（特定母樹から育成された苗木）を用いた再造林について都道府県知事が特定植栽促進区域を指定し、造林事業者等の作成する特定植栽事業計画を認定。認定を受けた者に林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる制度を創設。

パリ協定を踏まえた改正・延長（令和3年3月）の内容

- 以下の支援措置の期限を令和12（2030）年度まで10年間延長。
 - ①市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく間伐等の実施に対する、法定交付金（美しい森林づくり基盤整備交付金）の交付、森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債の特例等
 - ②特定母樹の増殖を行う民間事業者等に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長の特例
- 特定母樹から育成された苗木（特定苗木）を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、
 - ①自然的社会的条件からみて植栽に適した区域（特定植栽促進区域）を指定
 - ②区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業者等が作成する計画（特定植栽事業計画）を認定
 - ③計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる制度を創設。

新規措置の内容

＜特定植栽促進区域と特定植栽事業計画のイメージ＞

林業機械等を活用した効率的な造林の推進

【区域指定】

■ 特定植栽促進区域

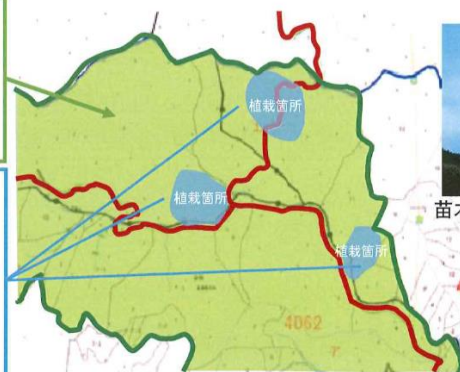
- ・自然的条件・社会的条件の良い（森林の土地の生産力が高い、林道からの距離が近い等）森林を、都道府県知事が一体的に指定。

【事業者への支援】

■ 特定植栽事業計画

- ・森林所有者・林業事業者が特定苗木の植栽に関する事業計画を作成し、都道府県知事が認定。
- ・認定された事業計画に基づく林業機械の導入に対する金融特例等を講じ、効率的な再造林の実施を支援。

**特定苗木を活用した
計画的かつ効率的な再造林を推進し、
森林吸収量の更なる確保**



地球温暖化対策と森林吸収量について

- 我が国の人工林は高齢級化が進み、森林吸収量は長期的に減少傾向
- その減少を抑え、2050年温室効果ガス排出ゼロの実現に貢献するためには、今後、間伐を確実に実施するとともに、特定母樹から育成された苗木を積極的に活用した再造林を推進し、CO2をより多く吸収する若い林を増やしていくことが重要

■ 我が国の排出削減、森林吸収量目標

	京都議定書 第1約束期間 2008～2012年	※1 京都議定書 第2約束期間 2013～2020年	パリ協定(期限無し)	
			2021 ～2030年	
日本の削減目標	期間平均 6% (1990年度 総排出量比)	2020年度 3.8%以上 (2005年度 総排出量比)	2030年度 26.0% (2013年度 総排出量比)	今世紀後半に 人為的な 排出と吸収の均衡
森林吸収量目標	期間平均 3.8% (同上記) 4,767万 CO2トン	2020年度 2.7%以上 (同上記) 3,800万 CO2トン以上	2030年度 2.0% (同上記) 2,780万 CO2トン	地球温暖化 対策計画 2050年までに 80%の温室効果ガス 排出削減を目指す
※2 間伐面積 造林面積	55万ha 3万ha	52万ha 5万ha	45万ha 7万ha	菅総理所信表明 2050年までに 温室効果ガスの 排出を全体として ゼロにする

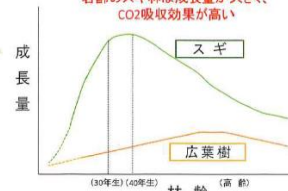
※1: 我が国は第2約束期間に参加していないが、カンクン合意に基づき、削減目標を条約事務局に登録済

※2: 地球温暖化対策計画等に基づく間伐、造林の必要面積

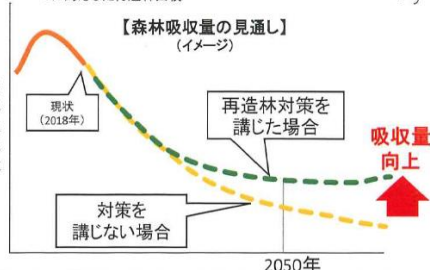
■ 森林吸収量の確保に向けて

- 我が国の人工林の高齢級化に伴い、1ha当たりの吸収量、間伐必要量が減少。
- このため、森林吸収量は長期的に減少傾向。
- その減少を抑え、将来の吸収量を安定的に確保するためには、主伐後の再造林を増やしていく必要。
- 加えて、再造林にあたり、成長に優れた特定母樹から育成された苗木を積極的に活用することが有効。

【林齢による成長量の違い】
若齢のスギ林は成長量が大きく、CO2吸収効果が高い



2021～2030年: 約7万ha
現行の森林・林業基本計画の供給量目標(2025年: 4千万m3)に対応した再造林面積



CO2をより多く吸収する若い林を増やし、
2050年温室効果ガスの排出ゼロの実現に貢献

-5-

4

2 森林・林業基本計画の変更に伴う森林計画制度の運用見直しの検討について(案)

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域(特に植栽を促進すべき区域)の設定(案)

<現状と課題>

- 現状の再造林率は3～4割程度であり、林道沿い等の林業に適した場所でも再造林が行われていない森林も多くあり、地域レベルでは、将来の森林資源の持続的な利用の確保に懸念。
- 市町村森林整備計画で特定する木材生産機能維持森林について、植栽による確実な更新を推進することを基本としているが、伐採造林届で天然更新が計画されていても計画の変更までは求めることとしていない。

<対応方向>

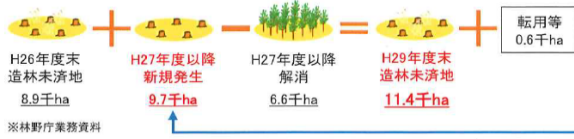
- 市町村森林整備計画において、木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を特定(改正間伐特措法における「特定植栽促進区域」のベースとなる区域をイメージ)
- 木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な森林施業が可能な森林の人工林では、森林経営計画の認定要件として皆伐跡地への植栽を必須とするほか、伐採造林届において植栽を計画していない場合に、計画の変更を指導。
- 市町村長は、計画の変更の指導に併せて、森林所有者に対し、林業経営者(*経営管理法第36条の事業者(同38条で植栽義務有)等)への経営委託、権利移転の斡旋等を実施。

④造林補助事業において、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域の内外で差を設けること等を検討。

確実な更新の確保（案）

現状

- 主伐後に計画どおりの適切な更新が図られていない造林未済地が発生
- H29年度末の造林未済地は1.1万ha(3年間で2.5千ha増加)。



新規発生未済地の内訳

- ①人工造林計画箇所 6.2千ha
伐採届出時に造林の方法として人工造林を計画、又は植栽指定地で伐採し、伐採後2年以内の更新が完了していないもの
- ②天然更新計画箇所 3.5千ha
伐採届出時に造林の方法として天然更新を計画し、伐採後5年以内に更新が完了していないもの。

課題

① 人工造林計画箇所

人工造林を計画したにも関わらず、造林未済地となっている原因について都道府県にヒアリングしたところ、主に以下の意見があった。

- ・ 獣害対策により費用が掛かり増しになることなどが、造林を委託する段階で認識されている
- ・ 奥地や急傾斜地など立地条件により再造林が困難な場所が多く、命令を出しにくい

→ 立木売買の場合、立木購入者主導で届出がなされ、造林計画が十分検討されずに伐採が先行されるため、造林権者の責任を明確にするとともに、より具体的かつ実行性のある造林計画の作成を促すことが必要

② 天然更新計画箇所

市町村森林整備計画において、天然更新が困難な区域として定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定が不十分な状況。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の設定状況

人工林面積に対する設定割合	設定有り (うち人工林ほぼ全て)	設定なし
都道府県数	18 (4)	29

設定しない主な理由を都道府県にヒアリングしたところ、

- ・ 体制面・技術面から全域を網羅的に確認して設定することが困難
- ・ 設定しても伐区の設定や周囲の伐採によって変化するため命令等の根拠にしにくい

→ あらかじめ天然更新が困難な区域を設定するのは、より明確な最小限とし、届出ごとに伐採面積や林分状況等に応じて判断できるようにすることが必要

対応方向

対応

○ 造林権者の責任の明確化を図るため、これまで伐採と造林の計画が一体になっていた伐採造林届の様式について、伐採権者及び造林権者それぞれが計画書を作成する様式とする

○ 造林計画の実行性を高めるため、造林計画の記載事項の充実を図る（造林作業の委託予定先、シカ防護柵設置の有無等を追加）

対応

○ 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」について、あらかじめ対象とする森林の区域のほか、植栽を必須とする伐採跡地の基準を記載

○ 皆伐予定地（少なくとも5ha以上）において、天然更新を計画した届出が提出された場合、市町村職員（もしくは林業技士等に委託して）が現地の状況等を確認し、植栽を必須とする伐採跡地の基準に該当する場合は計画を変更するよう指導（従わない場合は変更命令）

※経営計画認定時の運用も同趣旨で見直し

(参考) 皆伐面積規模別の伐採届出件数・面積割合 (H30)

	5ha未満	5ha以上	合計
件数	56,049 (98%)	1,039 (2%)	57,088
面積	29,807 (77%)	9,118 (23%)	38,924

3 民法・不動産登記法の改正等について

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し。(民法等一部改正法、相続土地国庫帰属法)

【橋 政行 林野庁国有林野部長】

1 令和3年度の国有林野事業の主要取組事項について

<参考資料> 令和3年度 主要事業量(年度当初)

※新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、事業量等は大きく変動することがあります。

区	分	令和2年度	令和3年度	対前年度比 (%)
収穫量 (千m ³)	主伐	7,112	7,163	101 %
	間伐	6,958	7,064	102 %
	計	14,070	14,227	101 %
販売量 (千m ³)	立木販売	1,832	1,991	109 %
	製品販売	2,770	2,891	104 %
	計	4,602	4,882	106 %
造林 (千ha)	新植	6.3	5.4	86 %
	下刈	19.6	22.4	114 %
間伐 (万ha)		14	11	79 %
林道 (km)	新設	144	122	85 %
治山 (億円)		530	574	108 %

(注1) 令和2年度計画量と令和3年度計画量の比較である。

(注2) 年度当初予定には、前年度の繰越事業量を含む。

(注3) 収穫量は分収林の民収分を含む。

(注4) 販売量の立木販売は、国造と分造の民収分を含まない官収分の資材量に、丸太換算値(推計値)を乗じる。

(注5) 販売量の製品販売は素材(丸太)販売量を表す。

(注6) 造林には、治山事業による事業量を含む。

(注7) 間伐は、森林吸収源対策として把握する面積である。

(注8) 林道には、林業専用道を含む。

(注9) 治山事業には、民有林直轄治山事業を含む。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・「緊急事態宣言等について」「基本的対処方針関係」「事業継続に関する基本的なガイドライン」等の情報は、全苗連HPにUPしてあります

「林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」、「イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置」などの新型コロナウイルス感染症対策本部からの連絡事項等につきましては、情報がより次第速やかに全苗連 HPのインフォメーション並びに会員向けページにUPしてありますので、そちらをご確認願います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により種苗の生産等に支障が出る等があった場合は、速やかに全苗連までご連絡をお願いします。

全苗連・苗組の行事予定

- | | |
|------------|--|
| 6月23日 | 林業団体懇談会(日本林業協会)(赤坂インターシティコンファレンス) |
| 6月25日 | コンテナ苗生産技術等標準化に向けた調査委託事業検討委員会(日本森林技術協会) |
| 6月28日 | 林退共運営委員会(web) |
| 7月8日～9日 | 全苗連東北・北海道地区協議会総会(青森県) |
| 7月15日 | 第3回全苗連正副会長会議(全苗連事務室) |
| 7月15日 | 生産事業功労者及び永年勤続常勤役員選考会(全苗連事務室) |
| 7月30日 | 関東地区特定母樹等普及促進会議(森林総合研究所林木育種センター)(web) |
| 8月20日 | 第59回農林水産祭シンポジウム(天皇杯受賞 福島県上原和直氏)(三会堂ビル;東京都港区)(主催;農林水産省・公益財団法人日本農林漁業振興会) |
| 9月2日～3日 | 第6回全苗連生産者の集い(福島県「とうほう・みんなの文化センター」) 【中止】 |
| 11月11日～12日 | 九州地区林業用種苗需給連絡協議会(長崎県) |
| 11月18日～19日 | 北海道・東北地区林業用種苗需給連絡協議会(青森県) |
| 11月25日～26日 | 近畿地区林業用種苗需給連絡協議会(大阪府) |